

溶接学術振興賞に関する規定

平成1年9月27日制定

平成2年11月13日一部改正

1. 各支部において、溶接・接合に関し、学術研究及び教育活動により学術・技術の振興、進歩発展に著しく貢献した者に溶接学術振興賞を授与する。
年齢は原則として45才以上を対象とする。
2. 受賞者は本会会員であること。
3. 受賞候補者は、支部役員、支部地区在住の名誉員、特別員、終身会員及び支部地区所在の賛助員の会社責任者の推薦による個人（連名も可）とする。
4. 受賞候補者の推薦は、当該地区所管支部の定めた手続きによるものとする。
5. 受賞候補者の推薦を受けたときは、支部長は支部推薦委員会を設置する。
支部推薦委員会は必要な審査を行って本対象候補者と原則として1件以内選出し、支部長に報告する。
支部推薦委員会は委員長を含め5名で構成するものとする。
6. 支部長からの受賞候補者の推薦の期限は1月31日とする。
7. 受賞候補者の推薦があった場合は、会長は理事会の議を経て授賞審査委員会（以下単に委員会という）を組織する。
8. 委員会は委員長1名、委員4名で構成するものとする。
9. 授賞件数は4件以内とする。
10. 委員会は、委員会結成の日から1ヶ月以内に授賞の可否を決定し、これを会長に報告しなければならない。
11. 授賞の可否決定の委員会は全員出席を原則とする。ただし、あらかじめその意見を書面を持って提出し、その欠席が審査の結果に影響ないものと認められる場合にはこのかぎりではない。2票以上の反対がある場合は否決とみなす。
12. 受賞者は理事会及び評議員会の承認により決定する。
13. 本賞の重賞は認めない。
14. 受賞者には賞状並びに副賞を贈呈する。
15. 本賞は通常総会で授与する。